

規 範 教 育

三つの学習期

町田市小中一貫「規範教育」は、社会のルールや常識などを教え、正しい判断や行動に基づく社会参加ができる児童・生徒を育てることをねらう教育です。

●第1期●—ルール定着期(小学1年生～4年生)—

小学校の入学期から中学年頃における環境の大きな変化は、一斉学習、一斉行動といった生活・行動様式の集団化です。ここで、集団適応がスムーズに行われないと、その後の学習面、生活面に大きな影響が出てきます。あいさつや言葉遣い、学校のきまりや学習するときのきまりなどの学校生活の基本的な生活習慣を繰り返しの中で習得することが大切な時期です。

また、この時期に人間関係形成能力を育成し、他者を受容する態度を育むことは、望ましい集団活動を展開する上でも重要な意味をもちます。特に小学3、4年生では、体験などを取り入れ、公共の精神を育むとともに、地域の人々との交流を通して、身近な大人から規範を学ぶ機会を設定することも大切です。

●第2期●—基礎的な教養期(小学5年生～中学1年生)—

小学5年生から中学1年生にかけては、抽象的な思考力とともに、社会のしくみの理解や自分に対する客観的な判断力も徐々に高まってきます。この学習期では、「差別や偏見」「法律を守る必要性」「金銭の使い方」など自己制御や他者理解に関する基礎的な知識の習得に重点をおき、主体的に規範を守ろうとする意欲の向上や態度の形成を目指すことが大切です。この段階では、「いけないことはいけない。」「すべきことはすべき。」ということを明確にし、なぜそれが大切なことなのかを理解させることが重要です。これらの基本的なことをおさえ、人間として、社会人としての大切な考え方を伝えていき、子供たちが主体的に応用して、考え、行動できるようにしていくことが、規範意識の向上につながります。

●第3期●—実践・発展期(中学2年生～3年生)—

中学2年生から3年生は、今までに学んだ規範についての知識を発展させたり、自分の生活の中で進んで実践したりしていく時期です。自己を制御する力、他者を受容する態度、社会の一員として社会性を備えたバランスのとれた人間としての生き方を身に付けていくことが求められます。

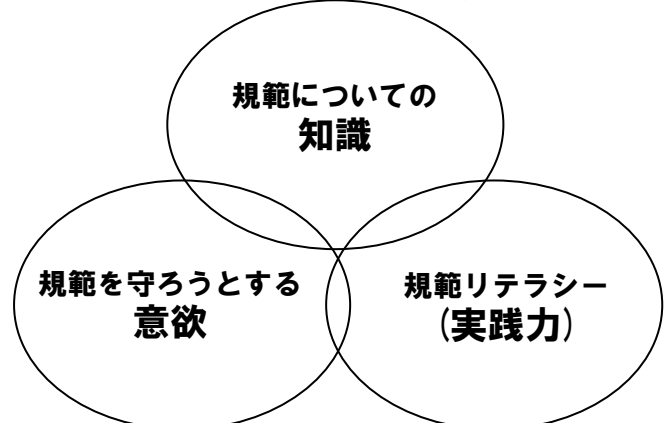
また一方で、大人社会との距離が縮まり、現実がよく見えるようになる時期でもあります。現実社会での出来事などを学習材料として取り上げ、インターネットや電子メールなど情報発信ツールなどのモラルを守ったり、法律等に関する知識を高めたりするなどして、現実社会の中で、自分なりに公正に判断し生きていくための、実践力を身に付けさせることが必要な時期でもあります。

全ての学習期を通して指導する内容

「いじめ・いやがらせ、命の大切さ」、「あいさつ、言葉遣い」、「ルール、マナー」といった内容については、社会の中で生きていく上で特に重要ととらえ、9年間を通し『全学年で指導する内容』としてカリキュラムを構成している。

家庭や地域の理解や協力を得て、連携を図りながら進めることが必要不可欠な内容でもある。

規範教育で育てたい資質



規 範 教 育

小中一貫規範教育カリキュラムのねらいと構成

小中一貫規範教育カリキュラムは、「してはならぬこと」や「すべきこと」など、社会のルールや常識などを教え、正しい判断や行動に基づく社会参加ができる児童・生徒を育てることをねらいとして、7つの内容（『小中一貫規範教育カリキュラムに含まれる内容』参照）についての指導を行います。

「いじめ・いやがらせ、命の大切さ」（人権教育）、「あいさつ、言葉遣い」（人間関係）、「ルール、マナー」（法教育）にかかわる内容については、社会の中で生きていく上で特に重要ととらえ、9年間を通し『全学年で指導する内容』としてカリキュラムを構成しています。その他の規範教育にかかわる内容については、各教科の『通常の授業で達成可能な内容』として、各教科の指導の中で行うものとします。

規 範 教 育 と 道 徳 教 育 の 関 連

指導に当たっては、道徳教育を幅広くとらえ、道徳の時間及び、各教科等（外国語活動、総合的な学習の時間を含む）、特別活動それぞれのねらいや特質を十分に踏まえ、生徒指導を含む全教育活動において相互の関連を十分に図りながら、9年間を通して計画的かつ継続的に行う必要があります。

道徳の時間においては、各活動における道徳教育の「要」として、これらの内容を補充、深化、統合することで、心の内面を耕し、道徳的実践力の育成を図ります。各教科及び総合的な学習の時間においては、規範教育の内容にかかわる知識や理解を一層深めるとともに、特別活動においては集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成を図ります。

なお、生徒指導は一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高めることを目指し、学校教育全体を通して充実を図る必要があります。その際、道徳の時間や特別活動等の充実により生徒指導のねらいの到達が高まることを理解し、相互の関連を深め指導することが求められます。

家 庭 や 地 域 社 会 と の 連 携

規範教育の推進のためには、家庭や地域社会の理解や協力を得て、連携を図りながら進めることが必要不可欠です。家庭や地域社会が果たす役割を十分に認識するとともに、今日の学校が共通理解を深める機会を積極的に設けるとともに、協力体制を築き、連携して進めていくことが重要です。

小中一貫町田っ子カリキュラム「規範教育」構想図

<町田市教育目標>

子どもたちが、知性と感性をはぐくみ、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を尊重するとともに社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことを目指す

将来を担う
市民

<町田市小中一貫「規範教育」のねらい>

社会のルールや常識などを教え、正しい判断や行動に基づく社会参加ができる児童・生徒を育てる。

小中一貫規範教育カリキュラム

全学年で指導する内容

<人権教育>

いじめ・いやがらせ
命の大切さ

<人間関係>

あいさつ、言葉遣い

<法教育>

ルール、マナー

通常の授業で達成可能な内容

日本の伝統文化理解教育

環境教育

薬物乱用防止教育

情報モラル教育

道徳教育

各教科等〔知識・理解〕

特別活動〔実践〕

道徳の時間

〔心の耕し・道徳的実践力の育成〕

生徒指導

学校

家庭

地域社会

小中一貫規範教育カリキュラムに含まれる内容

1 全学年で指導する内容

- 道徳の時間においては、内容項目【3-(1)生命の尊重〔小・中〕】、【2-(3)信頼友情、男女の協力〔小〕、2-(3)友情・信頼〔中〕】、【4-(2)公正公平、正義〔小〕、4-(3)正義、公正公平、差別・偏見の克服〔中〕】の指導において中心に扱う。

<人権教育>に関する内容

【いじめ・いやがらせ、命の大切さ】

いじめやいやがらせ、差別や偏見をなくし、相手を傷つけない態度を育成していくためには、互いの人権を尊重する意識を涵養することが重要である。自校の人権教育年間指導との関連を十分に図り、自他の生命がかげがいのないものであることに深く気付かせるとともに、人の心を傷つける言葉やからかいなどを絶対にしてはいけないということを指導していくことは、最も重要な規範教育の内容となる。

- 特別活動（学級活動）においては、全学年において「いじめ」について指導する。
- 「いじめ・いやがらせ」の指導については、毎月実施する心のアンケートとの関連を図る。

<人間関係>に関する内容

【あいさつ、言葉遣い】

あいさつや言葉遣いはコミュニケーションを円滑に図る上での基礎となる。初対面の人とのあいさつや日常生活でのあいさつ、言葉遣いなどの実践力を身に付けることによって人間関係が育まれ、相手に対する思いやりや感謝の心、相手を許すなど寛容の態度が形成される。

- 道徳の時間においては、内容項目【2-(1)礼儀、適切な言動（小）、2-(1)礼儀（中）】、【2-(2)思いやり、親切（小）、人間愛、思いやり（中）】、【2-(3)信頼友情、男女の協力〔小〕、2-(3)友情・信頼〔中〕】、【2-(6)感謝、報恩（小）、2-(5)尊敬感謝（中）】の指導において中心に扱う。
- 特別活動（学級活動）においては、全学年において「あいさつ」について指導する。

<法教育>に関する内容

【ルール、マナー】

集団社会には、必ずルールがあり、学校生活では、授業中のルール、学校のきまり（校則）などがある。また、地域社会でいえば、交通ルールや町内会や自治会のきまりなどがある。社会生活は、きまりやルールを守ることを前提に望ましい人間関係が構築されている。法律を遵守することも国民としての義務であり、正しい社会参加の方法であることについて理解を深めさせることが重要である。

なお、公共のマナーやエチケット、施設利用に関わる留意事項など、周囲のことを考えて、迷惑をかけないこと、不快な思いをさせないよう行動することが大切であることを指導する。

- 道徳の時間においては、内容項目【1-(1)節度ある生活態度（小）、1-(1)望ましい生活習慣、心身の健康、節度節制（中）】、【1-(5)自由・規律（小）、1-(3)自主自律、誠実と責任（中）】、【4-(1)社会的役割の自覚と責任（小）、4-(1)遵法、権利義務、社会の秩序と規律（中）】、【4-(2)公德心、規則の尊重、権利・義務（小）、4-(2)公德心、社会連帯の自覚（中）】、【4-(3)公正公平、正義（小）、4-(3)正義、公正公平、差別・偏見の克服（中）】、【4-(4)役割と責任の自覚、集団生活の向上（中）】の指導において中心に扱う。
- 特別活動（学級活動）においては、「学校のきまり」や「学習のルール」について指導する。

2 通常の授業で達成可能な内容

<日本の伝統・文化理解教育>に関する内容

日本の伝統文化を理解し、日本の伝統や礼儀・作法について理解することは、日本の伝統や文化を継承し、人としての立ち居振舞いを身に付けることにつながる。これは、いわゆる躰とも関連し、目上の人への言葉遣いや失礼のないように行動すること、日本人としての美意識を継承することにもつながっていく。

- 生活科、総合的な学習の時間、国語科、社会科、家庭科、図画工作科（小学校）・美術科（中学校）、音楽科を中心に扱う。

<環境教育>に関する内容

地域環境の美化や、環境の保護・保全などについて学習する内容である。例えば、ごみ出しに関しては、決められた場所、時間、分別方法などがあり、それらはお互いが気持ちよく社会生活を営む上で必要なルールやマナーであることを習得することが大切である。また、将来にわたって地球環境に目を向けることにつながる。

- 総合的な学習の時間、理科、社会科、技術科を中心に扱う。

<薬物乱用防止教育>に関する内容

喫煙・飲酒防止教育や薬物の害にかかわる教育については、体育の保健領域で取り扱われている内容である。規範教育では、健康の保持増進はもとより、このような行為は法律によっても禁じられているということを中心に指導し、児童・生徒の健全育成に主眼をおいていく。

- 体育（小学校）、保健体育（中学校）を中心に扱う。

<情報モラル教育>に関する内容

近年、子どもの携帯電話の所持率やコンピューター利用の割合の増加に伴い、子どもがインターネットや電子メールで犯罪に巻き込まれたり被害にあったりするケースが増えている。また、子ども同士の間関係もメールによる誤解やトラブルから、メールやブログを利用した誹謗中傷の書き込みなどが問題となっている。このような現状から、利便性の裏にある情報機器利用にかかわる影の部分の理解させることや相手の気持ちを考えることなどを指導することによって、児童・生徒の犯罪被害防止やいじめ・いやがらせの未然防止につなげていく。

- 総合的な学習の時間において、情報を取り上げたりパソコンを使用したりする際には、必ず情報モラルやルールを指導する。

3 指導を進めるための資料

● 道徳

町田市版副読本を使用します。

- ・ 文部科学省作成資料（『心のノート』）および東京都教育委員会作成資料（『東京都道徳教育教材集』 小学校版：1,2年生「心 あかるく」、3,4年生「心 しなやかに」、5,6年「心 たくましく」、中学校版「心みつめて」）についても、各学校の実態に合わせ効果的に活用を図ります。

● 特別活動

教師用指導資料を活用します。

- ・ 本資料および、新たに作成した指導資料については、町教ネットに掲載しますのでダウンロードして活用することができます。

● 各教科

指導資料は作成していません。

- ・ 規範教育に関わる教科学習の内容については、通常の授業で達成可能な内容と考え指導資料等は作成していません。

● 情報モラル

- ・ 総合的な学習の時間に情報を取り上げたりパソコンを使用したりする際には、必ず情報モラルやルールについて指導します。
- ・ 学校LANに9年間で系統的に指導できる情報モラル教材がアップされています。学校の実態に応じて活用してください。